

恵庭市告示第150号

恵庭市街路植樹柵・植樹帯管理事業助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和5年11月17日

恵庭市長 原 田



記

恵庭市街路植樹柵・植樹帯管理事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

恵庭市街路植樹柵・植樹帯管理事業助成金交付要綱（平成24年告示第41号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、市民と恵庭市が協働して植樹柵及び植樹帯の適切な管理を行うことにより、地域の環境改善及び公共施設に対する愛護意識の高揚を図るとともに、緑豊かで潤いのある街づくりを推進するため、地域の<u>団体</u>が実施する街路植樹柵・植樹帯管理事業について助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>団体</u> 地域住民で組織する自治会及びその他の団体をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、市民と恵庭市が協働して植樹柵及び植樹帯の適切な管理を行うことにより、地域の環境改善及び公共施設に対する愛護意識の高揚を図るとともに、緑豊かで潤いのある街づくりを推進するため、地域の<u>団体等</u>が実施する街路植樹柵・植樹帯管理事業について助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>団体等</u> 地域住民で組織する町内会、自治会その他の団体及び個人をいう。</p>

(助成対象事業)

第3条 この告示による助成金は、団体が市内に設置されている植樹樹又は植樹帯の除草(草取り及び集積をいう。以下同じ。)を実施する事業を対象とする。

2 (略)

3 前2項の規定により事業の対象とする植樹樹及び植樹帯は、一の植樹樹又は植樹帯に対して1団体に限る。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、除草の対象となる植樹樹又は植樹帯の面積に1平方メートル当たり64円を乗じて得た額(当該額が20万円を超える場合は、20万円を上限)とする。

(除草の実施)

第5条 団体は、除草の実施に当たっては、草木類専用ボランティア袋により集積するものとする。

2 団体が除草を実施するに当たり機械又は車両を使用する場合は、損害賠償責任保険に加入することとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体の代表者(以下「申請者」という。)は、除草を実施する日が属する年度の5月末日までに恵庭市街路植樹樹・植樹帯管理事業助成金交付申請書(様式第1号)により、市長に助成金の交付を申請するものとする。

第7条～第11条 (略)

(助成対象事業)

第3条 この告示による助成金は、団体等が市内に設置されている植樹樹又は植樹帯の除草(草取り及び集積をいう。以下同じ。)を実施する事業を対象とする。

2 (略)

3 前2項の規定により事業の対象とする植樹樹及び植樹帯は、一の植樹樹又は植樹帯に対して1団体等に限る。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、除草の対象となる植樹樹又は植樹帯の面積に、除草を一の年度につき一の植樹樹又は植樹帯当たり2回行う場合は1平方メートル当たり65円を、3回以上行う場合は1平方メートル当たり98円を乗じて得た額とする。ただし、該当額が30万円を超える場合は、30万円を上限とする。

(除草の実施)

第5条 団体等は、除草の実施に当たっては、草木類専用ボランティア袋により集積するものとする。

2 団体等が除草を実施するに当たり機械又は車両を使用する場合は、損害賠償責任保険に加入することとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体等の代表者(以下「申請者」という。)は、除草を実施する日が属する年度の5月末日までに恵庭市街路植樹樹・植樹帯管理事業助成金交付申請書(様式第1号)により、市長に助成金の交付を申請するものとする。

第7条～第11条 (略)

様式第1号 (第6条関係)

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

送附市役 様

住 所
 (〒) 番 号
 住 居 番 号
 電 話 番 号

送附市役所(税務課)・税務事務センター(税務課)宛に送付

送附市役所(税務課)・税務事務センター(税務課)宛に送付し、送附市役所(税務課)・税務事務センター(税務課)宛に送付する関係により、下記のとおり送付いたします。

送

1 送附市役所及び関係内容

税種名	課税開始	課税期間	備考
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	

2 交付申請書 金 円 (税額) (注)

3 送附市役 税務課

様式第1号 (第6条関係)

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

送附市役 様

住 所
 (〒) 番 号
 住 居 番 号
 電 話 番 号

送附市役所(税務課)・税務事務センター(税務課)宛に送付

送附市役所(税務課)・税務事務センター(税務課)宛に送付し、送附市役所(税務課)・税務事務センター(税務課)宛に送付する関係により、下記のとおり送付いたします。

送

1 送附市役所及び関係内容

税種名	課税開始	課税期間	備考
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	

2 交付申請書 金 円 (税額) (注)

3 送附市役 税務課

様式第3号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

年 月 日

送附市役 様

住 所
 (〒) 番 号
 住 居 番 号

送附市役所(税務課)・税務事務センター(税務課)宛に送付

送附市役所(税務課)・税務事務センター(税務課)宛に送付し、送附市役所(税務課)・税務事務センター(税務課)宛に送付する関係により、下記のとおり送付いたします。

送

1 送附市役所及び関係内容

税種名	課税開始	課税期間	備考
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	

2 送附市役 税務課 (市役所・税務課・課外課)

様式第3号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

年 月 日

送附市役 様

住 所
 (〒) 番 号
 住 居 番 号

送附市役所(税務課)・税務事務センター(税務課)宛に送付

送附市役所(税務課)・税務事務センター(税務課)宛に送付し、送附市役所(税務課)・税務事務センター(税務課)宛に送付する関係により、下記のとおり送付いたします。

送

1 送附市役所及び関係内容

税種名	課税開始	課税期間	備考
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	
	課	同(月)～(月)	

2 送附市役 税務課 (市役所・税務課・課外課)

様式第5号（第10条関係）

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

志願者氏名 姓 名

氏 名

姓 名

姓 名

姓 名

京都府立総合福祉施設 障がい者福祉課 障がい者就業支援課

京都府立総合福祉施設 障がい者福祉課 障がい者就業支援課第10条の規定によりお届出の届出書と
 お送り致します。

年 月 日

届出書は下記の申請書に添付し提出して下さい。

届出書名

氏名

性別 1. 男性 2. 女性 3. その他

年齢

住所

電話番号

印字

【届出書の発行に際しては責任者及び印字が必要です】

区 分	氏名・氏名	印字・印字番号
発行責任者		- -
担当者		- -

様式第5号（第10条関係）

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

志願者氏名 姓 名

氏 名

姓 名

姓 名

姓 名

京都府立総合福祉施設 障がい者福祉課 障がい者就業支援課

京都府立総合福祉施設 障がい者福祉課 障がい者就業支援課第10条の規定によりお届出の届出書と
 お送り致します。

年 月 日

届出書は下記の申請書に添付し提出して下さい。

届出書名

氏名

性別 1. 男性 2. 女性 3. その他

年齢

住所

電話番号

印字

【届出書の発行に際しては責任者及び印字が必要です】

区 分	氏名・氏名	印字・印字番号
発行責任者		- -
担当者		- -

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から実施する。